

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信
No. 37 (2001. 1. 21)
事務局 TEL/FAX 0584-78-4119
大垣市田町1-20-1 近藤方

徳山ダム裁判 (行政訴訟) 証人尋問日程決定 傍聴を!

原告側主尋問は4月11日(水) 13時から

【証人尋問日程 (いずれも岐阜地裁)】

- ◎3月14日(水) 10時~17時 被告側証人主尋問
山崎房長氏 (事業認定処分時の建設省の担当者)
- ◎4月11日(水) 10時~12時 被告側証人主尋問
門松武氏 (中部整備局企画部長)
13時~17時 原告側証人主尋問
嶋津暉之氏 (水源連事務局:原告) / 富樫幸一氏 (岐阜大学助教授)
- ◎5月16日(水) 10時~17時 被告側証人反対尋問: 山崎氏
- ◎7月11日(水) 10時~17時 被告側証人反対尋問: 門松氏
- ◎8月29日(水) 10時~17時 原告側証人反対尋問: 嶋津氏・富樫氏

この裁判の争点は「利水」です。徳山ダムは水資源開発公団が建設する水資源開発ダムです。水資源開発が不要である以上目的を喪失したダムです。

原告側は、徳山ダムは全く公益性のない不要なダムであることが、事業認定時以前からすでに明白であったということ立証します。<嶋津・富樫両氏の意見書(長文)が必要な方は事務局までお申し出下さい(原告の方には同封します)。>

裁判日程次回	住民訴訟: 1月31日(水) 15時	いずれも岐阜地裁
	行政訴訟: 2月21日(水) 13時30分	

3/4 やめよ! 徳山ダム 裁判2周年集会

日時 3月4日(日) 13時30分~16時 (13時開場)

場所 大垣市・スイトピアセンター 学習室2

主催 徳山ダム建設中止を求める会

2つの徳山ダム裁判(事業認定取消訴訟/岐阜県違法公金支出差止訴訟)提訴から丸2年、裁判は証人尋問に差し掛かり、山場を迎えています。

この間、問題を何一つ解決しないまま、工事は強行されています。

徳山ダム建設工事は今すぐにやめよ! 大垣市は市民の命の水を守れ!

皆さまお誘いあわせの上、ぜひ3/4集会にご参加下さるようお願いいたします。

集会内容: 2つの徳山ダム裁判の経過と現状報告/強制収用は許さない! 収用委報告イヌワシ・クマタカと工事強行/大垣地域の水源転換/治水・地盤沈下対策の虚構

徳山ダム裁判報告

◎ 行政訴訟・第9回口頭弁論…12月6日 岐阜地裁8号法廷

弁論準備的にラウンドテーブルで行われた。

被告（建設大臣）>準備書面と乙号証を提出した。

原告>乙115号証を含めた検討が必要である。

被告参加人（水公団）>原本は次回に提出する。

裁判長>フルプラン資料はどのようなのか。

被告>国土庁水資源部水資源課の管轄資料である。（提出の意志がない）

裁判長>フルプランの位置付けはどのようなのか。

原告>2つある。1つ目は徳山ダムがフルプランに基づく事業であること、2つ目はフルプラン作成時の予測と事業認定時の実績の乖離があること。

事業認定時の参考資料の詳細を出して欲しい。

被告>出す方向で検討する。

原告>被告側証人の陳述書を検討した意見を次回に出す。

被告側証人は3人で終わりなのか。

被告>3人で一応終わりである。

裁判長>富田証人（原告側敵性証人）の扱いはどのようなのか。

原告>被告側の山崎（房）証人の陳述書でも引用しているので必要である。

次回に尋問事項のようなものを提出する。

被告>富田氏は資料整理しただけなので証人としては不要である。山崎（房）証人で充分である。山崎（房）証人主尋問90分、門松証人主尋問60分をとりたい。

原告>富樫証人主尋問と嶋津証人の主尋問で一日をとりたい。

協議の結果、日程を決めた（日程は1頁参照）。

◎住民訴訟・第2回弁論準備（ラウンドテーブル）…12月6日 岐阜地裁8号法廷

原告>第七準備書面で主体的違法と実体的違法の2点を主張している。

被告・岐阜県>違法性の継承だけが問題なのか、フルプランの違法も問題にするのか。

原告>同意書を遡って提出して欲しい。

被告・私人梶原>遡るといっても賠償請求の時効があるから不要である。

被告・県>基準年を遡っての同意資料の提出は検討する。

引き続き、弁論準備の日程を決めた。

1月31日（水）午後3時 弁論準備

3月21日（水）午後4時 弁論準備

@徳山ダム行政訴訟・第10回口頭弁論…1月17日 岐阜地裁8号法廷

弁論準備的にラウンドテーブルで行われた。

原告>意見書で述べた通り、門松証人（事業認定時・中部地建河川部長）、山崎和久証人（岐阜県）は必要ないと考える。

本件は利水が争点である。一刻も早い判決を求めたい。争点は絞るべきだ。

被告>フルプランは関係ない。原告側証人は1人にしてほしい。せめて重複は避けてほしい。

多目的ダムなので利水と治水が争点である。

山崎房長証人（事業認定処分の担当者）は現在内閣法制局に居り、国会の日程により2月21日出廷するのは不可能。

原告>被告側の主張によれば、すべての問題について山崎房長証人が判断したとのことなので、山崎証人には十分に時間をかけて事実認定をしっかりとりたい。山崎房長証人に対しては原告側も、単なる反対尋問だけでなく主尋問のような尋問を行いたい。

嶋津証人と富樫証人とは必要である。2人の重複はさける。

乙115号証に基づいてどう判断したかが問題である。

被告>門松証人は必要である。

山崎和久証人は陳述書だけでも良い。

各ユーザー（愛知県と名古屋市）の意見陳述書を出す。陳述書提出だけですませたい。

30分間の合議の結果、次の日程が決まった。

2/21 午後1時半 8号法定 弁論準備

3/14 午前10時・午後1時半 山崎（房）証人被告主尋問

4/11 午前10時 門松証人被告主尋問
午後1時 富樫証人および嶋津証人原告主尋問

5/16 午前10時・午後1時半 山崎証人原告反対尋問

7/11 午前10時・午後1時半 門松証人原告反対尋問

8/29 午前10時・午後1時半 富樫証人および嶋津証人被告反対尋問

以上：三浦 真智

お知らせ：長良川河口堰違法支出差止訴訟判決は3月2日（13時 名古屋地裁）

徳山ダム鉍害訴訟提訴（1月10日）

徳山ダム事業認定を巡り、新たな訴訟が提起されました。徳山ダムの集水域には亜鉛・マンガンなどの鉍業権が設定されています。公団はこの問題の根本的解決を図らないまま、水没地部分のみの強制収用を行うとしています。下流市民に鉍毒入りの水を飲ませようというのでしょうか？水源開発ダムでありながら、まともな水を確保しようとすらない。実はダムを造ることだけが目的という実態がここにも現れています。（新聞記事参照）

1/11 中日新聞→

大垣市はまだ話し合いに応じない

昨年8月28日に大垣市と話し合いをもった際、「こういう話し合いを再びもつ」ことは何度も確認しました。それを反故にし、逃げ回るような対応に対して、11月13日に抗議しましたが、その後も言を左右にして話し合いに応じようとしません。

岐阜県収用委は結審を強行か？

私たちは審理の中断・凍結を求めて来ましたが、岐阜県収用委員会は地権者欠席のまま、2月22日に結審し、収用裁決へと向かうと見られます。収用裁決が出され次第、収用裁決取消を求めて提訴します。

『鉍山収用せず事業認定違法』

徳山ダムで鉍業権者提訴

徳山ダムの貯水を汚染する恐れがある鉍山の大部分を収用しないままダム建設を事業認定したのは違法として、ダム予定地の貯水域に約百四十六畝の鉍山を持つ岐阜市の飲食店経営者渡辺正道さん（66）が十日、国を相手取り、事業認定の無効確認を求める訴訟を岐阜地裁に起こした。

ち貯水域にかかるのは約二%の三畝で、他の大部分は収用の対象から外された。原告側は「今後、鉍山で採掘を行うと、鉛、カドミウムなど人体に害を及ぼす物質を含む廃水が生じ、飲食に使われる貯水が汚染される。国が行った事業認定は土地の適正、合理的な利用に寄与することを定めた土地収用法に違反する」と指摘している。同鉍山では、以前の所有者時代の五七年ごろ、一年半にわたって採掘が行われたが、その後は現在まで行われていない。原告側は今ところ採掘意思はないとしているが、可能性を残した点を問題にしている。国土交通省は「訴状が届いていないのでコメントは控えたい」と話している。

TOPIC (1)

金沢市で「水源開発問題全国連絡会総会」(00/11/25・26)

この総会には上田代表を含め、運営委員5名が参加しました。現地を案内して頂いて、水とともに生きる先人の知恵の証としての歴史遺産・辰巳用水を潰して、無駄なダムを造ろうとする愚かさがよく分かりました。辰巳ダムは要らない!

TOPIC (2)

山形県鶴岡市・水源転換住民投票条例請求と議会での否決

山形県鶴岡市では、おいしい地下水の水道を高くてまずい「月山ダム」の水に変えることの是非を問う住民投票条例制定の署名が集まりました(11月。有権者約7万人で、署名者約1万2000人)。これに対して鶴岡市長は「ダムを推進してきたのだから、水は要らないとはいえない」と、住民投票条例を否定する意見を述べ、議会は住民投票条例案を否決しました(12月)。月山ダムによって鶴岡市の自慢の飲み水が換えられようとしていることは、ダム建設前には市民には知らされていません。ダムが完成してからようやく市民が水源転換問題を知るようになりました。そして市民の手で問題を解決しようとすると、既成事実をタテに首長や議会が邪魔をする…大垣市も同じ轍を踏むのでしょうか。

2000年 会計報告

前年からの繰越	現金	50,158	支出	1,198,734
	郵便局口座	304,290	弁護団へ	560,000
	銀行口座	5,759	他団体へ	39,600
今年への繰越	現金	48,234	通信費	346,702
	郵便局口座	266,980	消耗品費	55,426
	銀行口座	5,759	印刷費	98,369
収入	1,159,500	会場費	19,705	
会費・カンパ	1,131,400	資料費	75,319	
物品など	28,100	その他	3,613	

(弁護団費用は、上記で足りるはずもなく、「自然の権利基金(連絡先 052-241-7613,郵便振替 01070-6-31179)」から援助を受けています。)

新年度会費をお願いいたします

一般会費・原告会費の振込用紙を同封します。よろしく申し上げます。

原告会費は、行政訴訟・住民訴訟の原告の方に、裁判費用として、「一家族あたり・訴訟件数にかかわらず」年間1万円(半期5000円)をお願いしています。裁判は長期にわたるので、ご負担が大きく心苦しいですが、よろしく願いいたします。

一般会費は年間2000円で、通信費・印刷費などの会の運営費用を援助して頂くものです。

行政訴訟・住民訴訟日程が別れ、それぞれが1回1回長い論戦となったり、一日中かかる証人尋問になったりする局面になりましたので、弁護団の負担も大変大きくなっています。読者の皆さまには、物心両面でのご支援をあらためてお願い申し上げます。

広く振込用紙を同封させて頂きますことにつき、時折りお叱りを受けることもあります。もちろん、会費・カンパは強制するような性質のものではありません。不愉快に感じられたら申し訳なくは思いますが、広く振込用紙を同封することについては、ご理解をお願いいたします。

「やめよ!徳山ダム」 徳山ダム建設中止を求める会 代表:上田武夫

編集責任:近藤ゆり子 事務局 〒503-0875 大垣市田町1-20-1

TEL/FAX 0584-78-4119 Email: tokuyama@geocities.co.jp

URL: <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/>

郵便振替:00800-7-31632 年会費 2000円